

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項及び第2項の規定により、次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和 3 年 6 月 1 1 日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

北区、上京区、東山区、中京区、伏見区

2 検査の対象者

- （1） ひょう量が500キログラムを超え5トン未満の質量計を使用する者
- （2） ひょう量が500キログラムを超え5トン未満の質量計を使用する者及び
20台以上の質量計を使用する者で質量計の所在の場所での検査を希望する者

3 定期検査の実施場所

- （1） 京都府計量検定所
- （2） 検査の対象となる特定計量器の所在場所

4 定期検査の実施の期日

令和3年7月19日から同年8月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）

5 検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会